

各 位

会 社 名 BRUNO株式会社 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 森 正 人 (コード番号 3140 グロース) 問合せ先 常務執行役員経営情報部長 松原 元成 (電話番号 03-6631-0000)

監査等委員会設置会社への移行、役員の異動及び 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2023年9月27日開催予定の第28回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1)移行の目的

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2)移行の時期

2023年9月27日開催予定の第28回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認を頂き、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2.役員の異動について

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしま した。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第28回定時株主総会並びに同日開催 予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の候補者

氏名	新役職 (予定)	現役職
森 正人	代表取締役社長	同左

塩田 徹	取締役	同左
小野 聡	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職 (予定)	現役職
濱田 俊一	社外取締役 (常勤監査等委員)	社外監査役 (常勤)
鎌谷 賢之	取締役 (監査等委員)	取締役
藤原 泰輔	社外取締役 (監査等委員)	_

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職 (予定)	現役職
片井 ふみ	補欠の社外取締役(監査等委員)	補欠の社外監査役

(4) 退任予定役員

氏名	新役職 (予定)	現役職
有信 勝宏	_	取締役
榎本 一久	_	社外監査役
岩城 健	_	社外監査役

⁽注)有信勝宏氏、榎本一久氏及び岩城健氏は、2023 年9月 27 日開催予定の第28回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任を予定しております。

3. 定款一部変更について

(1)変更の目的

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更その他形式面の修正を行うものであります。

(2)変更の内容

別紙のとおりです。

(3)変更の日程

株主総会開催日 2023年9月27日 (水) (予定) 効力発生日 2023年9月27日 (水) (予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満	第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満
株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数	株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数
料、株主の権利行使に際しての手続きおよび手数料等については、	料、株主の権利行使に際しての手続 <u>及び</u> 手数料等については、法令
法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規	又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程に
程による。	よる。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当会社の取締役は、13名以内とする。	第 18 条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、
	13 名以内とする。
(der SR)	2. 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)
(新 設)	<u>は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任方法等)	(取締役の選任方法等)
第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 19 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して
	株主総会の決議によって選任する。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 20 条 (条文省略)	第 20 条 (現行どおり)
	2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以
(新 設)	内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終
	結の時までとする。
2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の	(MATA)
残任期間と同じとする。	(削除)
/days == 0.	3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委
(新 設)	員の任期の満了する時までとする。
	4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選
(新 設)	任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない <u>限</u>
I	I

り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会開始の時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を 選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若 干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を 代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及 び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この 期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続き を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書 面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決す る旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議 を述べたときはこの限りでない。

(新 設)

(取締役の報酬等)

第 27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会 | 第 28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会 社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総 会の決議によって定める。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中 から、社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、 常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を統轄する。

2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から当会社 を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に 対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮す ることができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取 締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書 面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決す る旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取 締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事 項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができ る。

(取締役の報酬等)

社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等 <u>委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定

	める。	
第 <u>28 条</u> (条文省略)	第 29 条 (現行どお	9)
第5章 監査役及び監査役会	第5章	<u>監査等委員会</u>
(監査役及び監査役会の設置)		(削 除)
第29条 当会社は監査役及び監査役会を置く。		
(監査役の員数)		(削 除)
第30条 当会社の監査役は5名以内とする。		
(監査役の選任方法)		(削 除)
第31条 監査役は、株主総会において選任する。		
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議		
決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で		
<u>行う。</u>		
(Elet (II. o. / 141))		
(監査役の任期)		(削 除)
第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の		
うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 域欠トレス選びされた監査犯の任期は、退任した監査犯の確任		
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする		
79) ing C ing - C 7 - W		
(常勤監査役)		(削 除)
第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。		
(監査役会の招集手続)		(削 除)
第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に		
対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮す		
<u>ることができる。</u>		
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役		
会を開くことができる。		
(監査役会の決議方法)		(削 除)
第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、		
監査役の過半数をもってこれを行う。		
(監査役の報酬等)		(削 除)

第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	
(監査役の責任免除)	(削 除)
第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を	
怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償	
責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除するこ	
<u>とができる。</u>	
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との	
間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結する	
ことができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万	
円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高	
<u>い額とする。</u>	
(新 設)	(監査等委員会の設置)
	第30条 当会社は監査等委員会を置く。
(新 設)	(常勤の監査等委員)
	第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を
	選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会の招集手続)
	第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査
	等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間
	を短縮することができる。
	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監
	<u> 査等委員会を開くことができる。</u>
(新 設)	(監査等委員会の決議方法)
	第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を
	除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>38</u> 条~第 <u>40</u> 条 (条文省略)	第 <u>34</u> 条〜第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(A 31 17 table 1 - a 41 17 11 45)	(A 31 Works Los 40 William)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を	第37条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委
得て定める。	<u>員会</u> の同意を得て定める。

第 <u>42 条</u> (条文省略)		第 38 条 (現行どおり)
第7章	計算	第7章 計算
第 <u>43 条</u> ~第 <u>46 条</u> (条文省略)		第 <u>39 条</u> ~第 <u>42 </u> 条 (現行どおり)
(新 -	設)	附則
(新二	設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
		1. 当会社は、第 28 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法
		第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償 責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除するこ
		とができる。
		2. 第 28 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含
		む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する
		契約については、なお当該定時株主総会の決議による変更前の定款 第37条第2項の定めるところによる。